

主 文

原判決を破棄する。
被告人を罰金一万円に処する。
被告人において右罰金を完納できないときは、一日を金一〇〇〇円に換算した期間被告人を労役場に留置する。
原審および当審における訴訟費用中、原審証人Aに支給した分の全部並びに原審証人B、同C、当審証人B（二回分）、同C（二回分）に支給した分の各二分の一は、被告人の負担とする。

理 由

本件控訴の趣意は、弁護士飯田幸光提出の控訴趣意書並びに同補充書記載のとおりであるので、いずれもこれを引用し、これに対し次のように判断する。

一、弁護人の控訴趣意第一、被告人がBを足蹴にし、傷害を与えた旨の原認定に事実誤認がある旨の主張について。

所論に鑑み調査してみると、原審における証人Aの供述記載、同人作成の診断書、当審取り調べの同人作成の診療録（写）によれば、Bが原判示の受傷を、昭和四六年六月三日の受診時にしていたことが、また、原審証人B、同Cの各供述記載、当審取り調べの証人B、同Cの各供述、当審の検証調書によれば、右受傷は、原判示日時ころ、原判示愛宕警察署正面入口の二枚の開き扉のうち、当時開かれていた署内からみて右側の扉付近で、Bが被告人の五〇センチメートル位後方を被告人に追従していた際、被告人の右足の靴のかかどが、Bの左膝関節付近に当たったと認められたものであることが明らかに認められる。被告人は、原審において、Bを足蹴にしたことは記憶がないと供述し、また、当審において、前記正面入口扉付近でBから背中をつかれて署内より排除された際、前によろけ左足で体をささえたから、被告人の右足がBの身体に当る可能性はないわけではないが、Bを足蹴にしたことではない旨供述しているので、原審および当審取り調べの関係証拠を検討してみると、Bが被告人の背中をついて署外に被告人を押し出した事実は存在しないのであり、前記正面入口の当時閉じられ固定されていた方の扉（署内からみて左側の扉）に被告人が手をつき、その右足を後方に向けてのばし、Bの左膝付近を蹴つたのち、被告人が署外に逃れるため、左足を床から一段低くなっている踊り場にふみ出したものと認められるから、Bから背中をつかれ、よろけて左足で体をささえた旨の被告人の右の弁解は措信しえないものである。したがって、所論主張の点につき、原判決に事実誤認のかどはなく、論旨は理由がない。

二、弁護人の控訴趣意第二、第三（控訴趣意補充書により補充された点も含む）、Bのした、被告人に対する排除行為が、適法な公務の執行にあたる旨の原判断には、事実誤認ないし法令の解釈適用の誤りがある旨の主張について。

所論は多岐にわたるが、これを要するに、（一）D大関係者集団において、警察署施設の公用の目的達成を妨げる不当な行状をしていないから、E警備官が右集団に対してした退去命令は、庁舎管理権にもとづく退去命令としては不適法である。（二）仮にD大関係者の行動により、署内が騒然としたからといって、庁舎管理権は、実力による排除の根拠とはならないから、排除行為自体不適法である。（三）E警備官の発した排除命令は、D大関係者集団を対象としたものであるから、これと無関係な被告人を実力で署外に排除したBの措置は不適法である。（四）被告人が本件暴行を加えたとは仮定しても、被告人の所為は、排除命令の対象となつたD大関係者の排除行為終了後になされているから、公務の執行中の警官に対してなされたものではない。（五）Bは、被告人を排除命令の対象となつていた集団の一員と誤認して排除したものであるところ、その誤認につき重大な過失がないと認定し、その行為を適法な公務執行に当たるとした原判決には、事実誤認ないし法令解釈の誤りがある。（六）仮に被告人も排除命令の対象となつていたとしても、Bによる排除行為は、被告人を椅子から立ちあがらせた段階で終了したものであり、被告人がBに加えた暴行は、公務の執行を妨害したものである。という六点に尽きるものである。

所論に鑑み、原審記録並びに原審および当審取り調べの証拠を検討してみると、（イ）愛宕警察署一階は、正面入口から入ると、東側外壁と、これに平行して設置されている交通係および受付係カウンターとの間に、幅約二メートルほどのコンクリート床のホールがあり、同ホールは、同警察署に用務のある一般公衆の自由な出入に委ねられており、前記カウンターの西側は、ホールの床から一七センチメートル高い段差で床がはられた事務室となつていて、交通課、警備課、警ら課などの職員が執務していること、（ロ）被告人は、原判示六月三日午後一時過ぎころ、原判

〈要旨第二〉庁舎内において一団と目される外来者が喧噪にわたる行為に出たが、庁舎管理権者において、どの範囲のものも〈要旨第二〉が、その集団に属するかを判別し難いときには、喧噪な行動に出た集団に近接している外来者全員に対しても、庁舎の外に出るよう命じ、これに従わないものを庁舎外に排除し、庁舎内における官公署の執務につき、本来の姿を維持する措置をとつた後、庁舎外に出たものの中、個別的に用務を申し出るものがあるればそれをたずねるなどしたうえ、喧噪にわたつた集団に属したか否か、その用向きなどを考慮して、再度庁舎内に入れる措置をとることも、庁舎管理権の行使として許されるものと解せられるのであるが、この措置をとる前提としては、喧噪にわたる集団およびこれに近接していた外来者全員について庁舎外に退去を命ずる旨の明確な告知が、排除行為開始に先立ち、なされる必要があるが、関係証拠を精査しても、D大関係者集団に近接していた被告人を含む外来者全員に庁舎外に退去を命ずる旨の明確な告知が、庁舎管理権者であったE警備官によりなされた証跡は認められない。このような本件の状況下では、前記認定のように、抗議行動とは別の目的で来署し、D大関係者集団とE警備官とのやりとりを近くから椅子に坐して見ていた被告人およびGが、自らは退去命令の対象となつていないと理解し、D大関係者集団に対する排除行為の行なわれている間に、そのまま前記の長椅子に坐つていたこと、および前記のようにBから退去を求められた際、自己の用向きを申し立て、退去を容易に肯んじなかつたことは当然であり、Bがその年齢、服装、風格、場所的關係から被告人も退去命令の対象に含まれていると思ひ込んで、被告人の言わんとするところに耳をかたむけるゆとりをもたず、Cが、これもそうだと言つたのを轻信して、被告人を庁舎外に排除する措置をとつた所為は、警察官としての特有な職務権限を行使したものにあたらないと認められることは先に付言したとおりであるということ、および被告人の手を引つぱつて長椅子から立たせる所為に出た頃には、喧噪な所為に出たため庁舎外に退去させられたD大関係者集団が既におおむね庁舎外に排除されてしまつていたといふ状況を併せ考えれば、被告人がD大関係者に対してなされた排除行為に異をとなえていたとか、Bに来署の用向きを申し立てることもなく、ことさらに反抗的態度に出ていたとかいう証跡のない本件においては、Bの被告人に対する排除行為を、公務執行妨害罪における適法なる職務の執行と認めるに足りる証明が不十分である。したがつて、Bの被告人に対する排除行為が、公務執行妨害罪における適法な職務の執行に当ると認定し、公務執行妨害罪の成立を認めたとする原判決は、事実を誤認し、罪とならない公務執行妨害の点をも有罪としているものであつて、その誤認は判決に影響を及ぼすことか明らかであるから、論旨は、この点理由があり、爾余の点につき判断するまでもなく、原判決は全部破棄を免れない。

よつて、刑訴法三九七条一項、三八二条により原判決を破棄し、同法四〇〇条但書により、被告事件につき更に判決することとする。

(罪となるべき事実)

被告人は、昭和四六年六月三日午後三時五二分頃、東京都港区a b丁目c番d号所在警視庁愛宕警察署内において、Bの左膝を蹴り、よつて同人に全治約五日間を要する左膝関節打撲傷の傷害を負わせたものである。

(証拠の標目) (省略)

(法令の適用)

被告人の判示所為は、刑法二〇四条、罰金等臨時措置法三条一項一号(刑法六条、一〇条により昭和四七年法律第六一号による改正前のもの)に該当するので、所定刑中罰金刑を選択し、その罰金額の範囲内で、被告人を罰金一万円に処し、刑法一八条により、右罰金を完納しえないときは、一日を一〇〇〇円に換算した期間被告人を労役場に留置することとし、刑訴法一八一条一項本文により、原審および当審における訴訟費用のうち、原審証人Aに支給した分の全部並びに原審証人B、同C、当審証人B(二回分)、同C(二回分)に支給した分の各二分の一は被告人に負担させることとする。

本件公訴事実中、公務執行妨害の点は、犯罪の証明がないことは前述したとおりであるが、右は、一個の行為で二個の罪名にふれるとして訴追されたものであるもので、主文において無罪の言渡しをしない。

よつて主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 木梨節夫 裁判官 時國康夫 裁判官 奥村誠)

